

広尾町指定文化財
ちようずばち

手洗鉢

所在地 広尾町茂寄十勝神社境内
管理者 十勝神社
指定年月日 平成一〇年二月二一日



十勝神社々殿、境内の向って右側に一基の石造の「手洗鉢」が置かれている。
ちようずばち

横 六八^{センチ}、幅 四〇^{センチ}、高さ 三五^{センチ}

側面 右側

願主

支配人

喜右衛門

側面 左側

天保申七年三月吉日

惣番人中

と彫ってある。この記文から次のことがわかる。天保七年（一八三六）三月にトカチ会所の支配人喜右衛門以下、トカチ場所の各地で働く番人一同が、蝦夷地での平安無事を願ってトカチ明神社に奉納したものである。

天保七年（一八三六）のトカチ場所請負人は福島屋清兵衛で、ビロウ（広尾）に会所、トウワイ（当縁）オホツグイ尾松内（大津）オシラベツ尾白別（音調津）シヨウヤ（庶野）に番屋が置かれていた。一つの番屋には二、三人の番人、

または在住ざいじゅう（身分は足輕なみ）がいたので四、五人の和人がいたと思われる。番人の下には役蝦夷人やく（アイヌ）平蝦夷人ひらがいた。総（惣）勢で二、三〇人の番人がいたと思われる。福島屋清兵衛は文政八年（一八二五）トカチ場所の請負人となり、天保二年（一八三一）にホロイズミ場所も請負っている。

ちなみに文政、天保間のトカチ場所の死没者の主なものに、文政五年（一八二二）トカチの稼方かせがた二人が海で、天保四年（一八三三）番人一人が病死、天保六年（一八三五）番人一人が死亡している。トカチ場所で亡くなった人の「亡靈惣供養ぼうれいそうくよう」を行い、ヒロウに大塔婆だいとうば一ヶ、ヲシラベツ、トウフ井、オホツナイにそれぞれ小塔婆を建てている。それからトカチ明神社への手洗鉢てうせんぱちの奉納は平安を願うものであろう。

「注」

手洗鉢てうせんぱち＝手洗鉢は、神社、寺院に安置されている。参拝に手や口を清める水洗鉢で、厠かわや（便所）のことを手洗ざいじゅうということからも、不浄を清めるものの意。

在住＝蝦夷地に一定期間、在住していること。ここでは自分の意志で住むこと。

稼方かせがた＝場所で働くもののなかでも、請負人直接の使用人でなく、会所、番屋で働く奉公人をさす。